

令和4年度

事業計画

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

大手門保育園

目 次

1. 令和 4年度 事業計画
 - (1) 事業概況
 - (2) 年間行事計画
 - (3) 会議・研修会計画
 - (4) 全体的な計画

2. 令和 4年度 収支予算

1. 令和4年度 事業計画

1. 令和4年度事業計画について

(1) 事業概況

大手門保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。近年、保育園の役割がますます重要になっている状況で、保護者に寄り添いながら多様化した保育ニーズに対応し、子どもが主体的に生きていくために必要な力を育み、養護と教育を一体的に行い健やかな子どもの成長を促す。

保育にあたっては、子ども一人ひとりの人権を尊重し、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、保育の充実、質の向上を図る。また、保育の理念を明確にし園全体で共有し保育に取り組む。

施設運営としては、地域社会に受け入れ、行事に積極的に参加し地域の家庭への支援や高齢者との交流をするなど、地域に根ざした保育施設になるよう努めていく。

幼児教育の無償化に伴い園で食材料費（副食費・主食費）の徴収を行う。

延長保育では0歳児から受け入れ、保護者が安心して就労ができるよう努める。

① 事業活動について

ア 管理運営について

(ア) 子どもの個人情報適切に取り扱うと共に、保育園利用者（保護者）に対して「苦情申出窓口」の設置を知らせ、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え苦情解決に努め、福祉サービスの質的向上を図り、社会的責任を果たすよう努める。

(イ) 新型コロナウイルスの感染防止対策として空気消毒器の設置、さらにアルコール消毒・マスク着用・3密の回避などをし、遊具や建具など日々数回の消毒など予防に取り組む。感染症が確認された場合は、マニュアルに沿って速やかに対応するよう努める。マスクの着用により、子どもたちへの影響が懸念されるが、不安な状況にならないよう保育に取り組む。

また他の感染症等の疾病が蔓延しないよう、近隣の園や周辺の疾病の情報を把握し保護者にも伝え、感染症等の発生予防に園全体で取り組む。

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、子どもの毎日の健康チェックをし、定期的に発育測定・健康診断を実施することで子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に把握する。虐待など、不適切な養育の兆候が見られる場合には関係機関と連携し、適切な対応を図り、気になる子どもについては職員全員や地域を交え情報を共有し、保育に活用する。

(ウ) 保育園での食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とする。

菜園活動や食に関する知識や興味を持たせ、食事提供だけでなく、食に係

ることを子どもの生活の一部にとらえ、調理員を主とし食育計画を立て、楽しみながら食育を保育に取り入れられるよう全職員で取り組む。

- (エ) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態などを把握し、保育園内外で危険箇所の点検を行い、園外活動での交通事故防止に努め、職員の体制を作る。

保育園児のマスクの着用については、保護者の意向また子どもの発達段階に応じて無理のない範囲で推奨する。着用する場合は、息苦しさや体調不良がないかなど気を配り、マスクの管理の仕方にも配慮する。

災害や事故発生に備え、消火・避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者などの侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行い、災害等に備えた環境づくりに努める。

誤嚥や窒息などの事故など起こらないよう、食材の大きさ硬さなど咀嚼機能に応じて配慮する。また遊びの中や菜園活動などでも起こりやすい事故なので十分に子どもを観察し、安全に努める。

- (オ) 各職員は、自己評価に基づく課題などを踏まえ、保育園内外の研修等を通して、保育士・調理員等それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。

福岡市保育協会や福岡県・市の主催の専門研修やキャリアアップ研修・オンラインでの研修など積極的に参加し、自己研鑽を重ねる。また、園内でも一人ひとりが目標を持って職務に取り組み、園全体の保育の質を高めていく。

イ 保護者を対象とした育児支援について

- (ア) 保育園の特性を生かした支援、子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力の向上に結び付く支援を心がけ、保護者との信頼関係を構築するため、保育方針や保育内容などを日々情報提供し、保護者との相互理解に努める。

また、4・5歳児に関しては個人面談を年数回行い、保護者との連携の強化につなげ進級や就学等について、より相談しやすい環境を整えていく。

ウ 保育について

- (ア) 保育全体を通じて、養護と教育を踏まえた保育を展開する。
- (イ) 保育の形態を縦割り保育とし、保育園生活の中で共に育ち合い、集団生活に進んで参加し、自主性や協調性を身につけるなど社会性を培う。また、年齢に応じた知的欲求を満たすと共に、様々な遊びを通して身体の諸機能の発達を促す。
- (ウ) 主体的に生活できる環境を整え、具体的な経験を通して基本的な習慣を身

につけ年齢に応じた五感覚を促す手立てとして、微細運動遊びやモンテッソーリ教育を取り入れる。

- (エ)健康でしなやかな身体づくりと豊かな感性を育て、基本的な生活習慣を身につくよう一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行い保育の充実を図る。
- (オ)4・5児クラスは保育の中に習字教室を取り入れ、礼儀作法、集中力、文字の習得・書き方などが身につくようにする。
- (カ)障がいのある子どもや長時間保育の子どもなど気になる子の保育にあたっては、一人ひとりに応じた保育ができるように配慮し、専門的知識を高め、家庭や専門機関との連携を密にすると共に、職員全体で共有していく。
- (キ)日々の健康観察の中で一人ひとりの子どもの状況を把握し、不適切な養育や虐待などの疑いのある子や気になる子どもを早期に発見するとともに、支援を必要とする保護者の背景を理解するよう努め、関係機関と連携をとりながら全職員で対応する。

エ 保育園地域活動事業について

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、行事の見直しを行い、新しい生活様式に合わせ、更に感染予防を徹底しながら次の事業を行う

- (ア)校区の小中学校とオンラインを活用しながらの行事参加や体験学習の受け入れ、高校生とのふれあい事業など連携をとると共に地域との交流を図る。また、状況を見ながら他保育園児との交流を行い、共同活動を通じて社会性を養う。
年長児の就学に向け、小学校との接続をよりスムーズにするために保幼小の連携を密にしていく。
- (ウ)地域の行事には、感染対策を取りながら参加し地域交流を図り(運動会・夏祭り・ぜんざい会等)育児交流の拠点とした施設としていく。なお、子どもの安全については十分な配慮をしながら活動に取り組む。
- (エ)多目的ホールで新しい生活様式にあった子育てサロンを実施し、子育てに関する講習や試食会などを実施し地域子育て支援拠点事業を展開する。
また、在園児及び地域の未就園児の育児相談・援助を随時行なうと共に関連情報を提供する。

オ 延長保育について

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間延長の需要に対応する。

延長の保育時間は、0歳児より月曜日～土曜日 午後6時から午後7時までの1時間とする。また、保育短時間認定の朝夕の延長保育も受け入れる。

延長保育の実施は、福岡市延長保育事業実施要綱及び福岡市延長保育事業実施要領を準用し、延長保育内容については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に配慮し、また子どもの負担にならないよう家庭との連携も十分考慮する。

カ 施設の維持補修について

【令和4年度 計画予定】

- ・外トイレ増築

【令和3年度】

- ・外部工事での外壁補修工事

【令和2年度】

- ・防犯カメラ増設
- ・エアコン取替

